

經濟論叢

第九十六卷 第二號

- 社会経済的マーケティングの形成 (1)……………橋 本 勲 1
- 第三のカザノヴァ (2)……………穂 積 文 雄 15
- 17・8世紀朝鮮宮房田の構造と展開……………安 秉 珩 48
- 租税利益説の生成……………北 條 喜 代 治 63
-

昭和四十年八月

京都大學經濟學會

第三のカザノーヴァ (2)

穂 積 文 雄

II (つづき)

わたくしは、いま、カザノーヴァと財務長官ブローニエとのであいをうかがうべき時点に立つ。ところで、さて、いよいよ、かれらのであいをうかがおうとする段になると、わたくしは、あらためて、また、そのであいそのものにまつられる奇異性になやまされているじぶんをみいださざるを得ない。

と、いうのはこうである。

カザノーヴァは、幸運をつかもうとして、ベルニ氏にすがった。ベルニ氏は、王室の収入に役立つことを考案せよ、と、いってかれを財務長官ブローニエ氏に紹介した。そこで、カザノーヴァに、はじめて、経済人となる意識がうまれた。それまで、「かれが経済人となるという意識をもっていたと信ずべき理由は別はない」。わたくしは、そう解していた。しかしながらそうすると、そのようなかれを、ひともあるうに、よりもよって、財務長官そのひとに紹介するベルニ氏もベルニ氏なら、いくら紹介せられたからといって、のこのことたづねて行くカザノーヴァもカザノーヴァだと、わたくしは、すくなくならず、奇異の念をいだかざるを得なかった。そこでわたくしは、その理由をさぐらざるを得なかった。そして、いろいろとかがえてみた。そして、そこに、三つの理由をみいだすことができる、とおもった。1. フランス当時の財政危機、2. フランスにおいては、かくのごときが、かならずしも、稀有にあらざること、3. ベルニ氏のカザノーヴァの才能によせる絶大の信頼、すなわち、それである。わたくしは、それで、一応わたくしの疑念を解消したつもりでいたのである。しかしながら、正直にいうと、どうも、それだけでは、わりきれぬものがのこっていたのである。そういう気がしていたのである。したがって、疑義は、か

ならずしも解消してはいなかったのである。そして、それは、夢魔のごとく、わたくしを、おそうていたのである。はらえども、はらえども、それは、わたくしから去ろうとはしなかったのである。そして、それは、わたくしが、いよいよ、カザノーヴァとブローニユとのあいをうかがおうとするいまとなって、いっそう、その力をますにいたったのである。

そこで、わたくしは、いま、一度この疑念と対決をこころみざるを得ないことになる。そこで、そうする。すると、わたくしは、わたくしがひとつの大きな失態をおかしていることに、気がつく。そこで、わたくしは、いま、カザノーヴァとブローニユのあいをうかがうにさきだち、まず、その点をあきらかにしておきたいとおもうのである。それは、つぎのごとくである。

カザノーヴァはベル＝氏をたづねるにあたり、みづからにこういうている。

J'avais de bonnes raisons pour fonder ma fortune sous la protection de ce ministre.

そして、それを、わたくしは、こうよみとった。

「わたくしには、この大臣の庇護の下に幸運をつかむ充分の理由がある。」しかしながら、それは、むしろ、つぎのごとく、よむべきではなかるうか。

「わたくしには、この大臣の庇護の下に財産をきづくに適した分別（判断能力）がある。」

すなわち、ここで、わたくしは、“fonder ma fortune”を「幸運をつかむ」とよんだ。ところが、それが問題である。なんとすれば、この句は「財産をきづく」とよまねばならないとおもわれるからである。もとより、“faire(sa) fortune”といえは立身出世ということになる。そしてこの場合、fortuneの語義は、もと、幸運である。立身出世することは、やがて、幸運をつかむことにほかならない。それだからである。だから、それにふしぎはない。そういっても、よいであろう。それなれば、「財産をきづく」ということも、また、幸運をつかむ所以とかがえてよかるう。すくなくとも、世俗的には、そうかんがえるのが普通である。そういっても、さしつかえはあるまい。そう

すると、普通の場合には、——試験の場合は別としても——“fonder sa fortune”を「幸運をつかむ」と、よんでもよい、とも、かんがえられよう。それは、ゆるされるどころ、とも、かんがえられよう。そうかんがえられるかもしれない。すくなくとも、それは、白を黒というほどのミスをおかしたものではない。せいぜい、チョコレート色の靴というべきところを、赤い色の靴といったくらいの粗忽にすぎぬ、と、大目にみてもらえるのではないか。そうもかんがえられるかもしれない。しかしながら、それは、いまもいったとおり、普通の場合のはなしである。だが、ここでは、すくなくとも、ここでは、そうはゆかない。それではすまされないのである。それでは、それは、なぜであるか。それは、こうである。なるほど「財産をきづく」ということは「幸運をつかむ」ことであろう。しかしながら、その逆に「幸運をつかむ」ことは、かならずしも、「財産をきづく」ととはかぎらない。そして、ただ「幸運をつかむ」ためなら、かならずしも、経済人とならなければならないという理由はない。だから、この場合には、かならずしも「かれが経済人となる意識をもっていたと信ずべき理由は別にない」と、いうことができよう。したがって、この場合には、ベルニ氏がカザノーヴァを財務長官に紹介せねばならないということはないはずである。だから、財政知識のないカザノーヴァを財務長官に紹介した理由を解するにくるしむことにならねばならない。それは、まことに、奇異なことにおもわれるわけである。しかしながら、「財産をきづく」ということになると、事情は、まったく一変しなければならぬ。その場合には、カザノーヴァは、すでに経済人となる意識があったと解しなければならぬ。すくなくとも、そう解するのが自然であり、あたりまえとかんがえられよう。けだし「財産をきづく」にもっとも、普通の方法は、経済界にはいること、すなわち、経済人となることである。そう解するのが当然である。そういって、よいであろう。それがあたりまえである。そうかんがえてよいであろう。したがって、「財産をきづく」ことをこころざすものが、まず、おもうことは経済人となることである。そういわねばならないであろう。すくなくとも、そう解するのが、あた

りまえであろう。そういってもよいであろう。それだからである。だから、いま、カザノーヴァが「財産をきづく」ことを意図したとすれば、かれは、当然、経済人となる意識をもったはずである。そう、かんがえられる。そうかんがえるのが普通である。したがって、カザノーヴァは、そういう意図をもって、ベルニ氏をたづねて、たのみこんだ、と、かんがえることは、きわめて、当然であろう。そうすれば、その場合、ベルニ氏がカザノーヴァを財務長官に紹介するのは、これまた、当然とかんがえられる。当然すぎるほど当然のこととかんがえられる。したがって、そこには、なんらの疑義もこれを容れる余地はない。そういっても、よいであろう。そうして、そうよむと、事理は、きわめて分明・明白となるであろう。かくてベルニ氏がカザノーヴァを財務長官に紹介したいきざつがよくのみこめることになるであろう。そうすれば、そこには、すこしも、奇異なことは、ないことになるであろう。そして、そうすれば、また、わたくしのさきの疑義は水解する。わたくしをおびやかしたつづけた夢魔のごときものは、退散することになるであろう。わたしをたちこめていたもやもやしたものは雲散霧消して、事情は一目瞭然となる。だから、こうみてくると、“fonder sa fortune”は明確に「財産をきづく」とよまねばならない。「幸運をつかむ」などと、ルーズによむことはゆるされない。そういっても、あまりにきびしいというそしりをこうむることはならないであろう。おもえば、わたくしは、この一句をルーズによんだ。そのために、わたくしは、いらぬ疑義になやまされ、つまらぬ夢魔のごときものにくるしめられねばならないはめにおちいったわけである。かえりみて、われながら、はづかしいかぎりである。

しかしながら、それにしても、さらに、また、かんがえてみれば、カザノーヴァは、財政知識皆無とみづから告白している。そうせざるを得ないようなものを、財務長官に紹介するということの奇異性は、それにもかかわらず、かならずしも、解消はしていない。そういうこともできる。それは、依然として問題としてのこる。それはみとめなければならぬ。それをいなむことはできない。それなら、それについて考究をこころみすることは、かならずしも、意味のない

ことではない。そういえることになるであろう。そして、わたくしをして、それをそうさせるにあたっては、わたくしのさきのルーズなよみかたが、あづかるところ、かならずしも、なしとしない。そうかんがえることもできるのではあるまいか。そして、そうかんがえることができるかすると、わたくしのそのルーズなよみかたは、あるいは、「けがの功名」といえることになるでもあろうか。そういえば、ひとは、それを、ごじつけも、また、はなはだしい、と、まゆをひそめるでもあろうか。そもそも、また「まけおしみ」と、わらうでもあろうか。

さて、わたくしのおもわぬ失態からはなしが本すじをそれることはなほだしいものあるにいたった。もうしわけなきかぎりである。わたくしは、これより、本すじに帰えろう。そして、カザノーヴァとブローニエのであいのもようをうかがうことにしよう。

カザノーヴァはベルニ氏の紹介によって、ショアズールと、ブローニエをたづねる。まず、ショアズールをたづねる。そこで、カザノーヴァが、いかにむかえられたか。かれらのはなしが、いかに、展開したか。それについて、カザノーヴァは、「回想録」に、くわしい記述をのこしている。ショアズールは、当時のフランスにおいて、政治・外交の立役者であった。それだけに、その記述は貴重なものである。普通の史書にもとめ得られぬものをもつ。そういっても、いいすぎには、なるまいとおもわれる。しかしながら、ここは、ショアズールをとりあつかう場ではない。ここはカザノーヴァをとりあつかう場である。すくなくとも、カザノーヴァとブローニエ氏とのであいを、とりあつかう場である。だから、いくら貴重な記述であるからといって、その全部をひろうするにもおよぶまい。だから、つぎの記述を引くだけにとどめるのが適切であろう。

——わしはこれからベルサイユに行かねばならない。じゃが、これからも、

ときどき、たづねてきてくれるとうれしい。まあ、カザノーヴァ君、わしで役に立つことがあれば、なんなりと。

わたくしは、シ・アズール氏のわたくしを遇する流儀にほとんど不愉快をおぼえ、憂鬱になっていた。しかしながら、われわれの会話のおわりのところ、とくに、最後のことばのしたしみのある調子がわたくしの気分をなごやかにしてくれた。それで、わたくしは、満足とまではゆかないまでも、悪い気はいだがないで、かれのもとを辞した¹⁾。

シ・アズール氏のもとを辞したカザノーヴァは、そのあしで、すぐ、ブローニエ氏のもとをおとづれる。かれの、はりきりようが、目にみえるような気がする。そういう気のするものは、ひとり、わたくしのみでは、あるまい。ところで、かれは、そこで、いかにむかえられたか。しばらく、カザノーヴァみづからの述べるところをきこう。

……その流儀から、服装・態度まで公爵(シ・アズールのこと——訳者)とは、まったく、ちがったひとであった。かれは、わたくしを、非常に丁重にむかえてくれ、まず、ベルニ師がわたくしならびにわたくしの財政事務についての知識に対してはらう高い評価について、おせじをいった。わたくしは、これほどおしげもなく、おせじがふりまかれたことは、あるまいとおもった。あやうく、ふきだすところであった²⁾。……

それから、ブローニエ氏はカザノーヴァにいう。

——御高説をうけたまわりましょう。口頭でもよろしい。書面でもよろしい。つつしんで御高教にしたがうつもりでいます³⁾。

そして、かたわらの一老人——カザノーヴァは、この老人のことを、「天才の風貌をそなえ、みるからに畏敬の念をおぼゆ」⁴⁾と「回想録」にしている。

1) *Mémoires*, III, ix, p. 184.

2) *Ibid.*

3) *Ibid.*

4) *Ibid.*

—を紹介して、いう。

—こちらがペリ・デュヴェルネー氏です。この方は、ごじぶんの軍官学校 (son école militaire) のために、2,000万いるところです。国庫に負担をかけず、王室の宝庫を窮乏におとしいれないで、この額を調達するのが問題なのです。

—それができるのは神様のほかありません。

—わたくしは神様ではありません、(と、ここで、デュヴェルネー氏がいった。)しかしながら、わたくしは、ときどき、それをやってのけたものです。ですが、時世が、まったく、かわってしまいました。

—たしかに、まったく、いよいよむづかしくなってしまいました。それは、わたくしも承知しています。でも、わたくしの胸中には一策があります。この策によれば、王に1億をもたらすことができますよ。(と、わたくしは、いった。)

—王の出費はいくらになりますか。

—徴収費以外1文もありませんよ。

—では、負担するのは国民ですね。

—もちろん、そうです。ですが、国民はよろこんで負担しますよ。

—あなたのかんがえていることは、わかりました。

—これは、まったく、おどろきましたな。わたしは、まだ、たれにも、わたくしのかんがえをはなしてはいませんよ。

—おさしつかえなければ、粗糞をさしあげたいのですが、明日御来駕の栄をたまわれなんでしょうか。わたくしは、あなたに、あなたの御企図をお示しいたしましょう。その企図は、わたくしも、よい、ど、おもっています。しかし、それには、大変むづかしい問題があります。でも、われわれで、よくはなしあって、検討しましょう。おいでねがえますか。

—おことばにあまえて参上いたしましょう。

—それはよかった。プレイザンスに (à Plaisance) おいでください。

デュヴェルネーの去った後、ブーローニュはカザノーヴァにデュヴェルネーの財政手腕を大いにほめたたえる。カザノーヴァも、やがて、かれの許を辞する。かくて、であいはおわる。

こうして、ブーローニュとのであいを通じて、カザノーヴァは、デュヴェルネーと相識の仲となる。ところで、このデュヴェルネーは、ブーローニュもいうとおり、当時のフランスにおける財界の大物である。いわゆるパリー兄弟 (Frères de Paris) とよばれ、4人の兄弟いずれも、それぞれ財界に重きをなしたものであるが、とくに、そのなかでも、このデュヴェルネーが、もっとも大物であったようである。いま、しばらく、「ラルース」の記するところを引けば、つぎのごとくである⁵⁾。

パリー (兄弟)、フランス18世紀の財政家。とくに、ローの体制の失敗後 (après la chute du système de Law), 大なる役割を演ず。4人兄弟。アントワヌ (Antoine), 1668年出生, 1733年サンピニー (Sampigny—Lorraine)にて死去。クロード、一名モンテーニュ (Claude, dit la Montaigne), 1670年出生, 1745年ころ死去。ジョセフ、一名デュヴェルネー (Joseph; dit Duverney), 1684年出生, 1770年死去。ジャン、一名モンマルテル (Jean, dit Montmartel), 1690年出生, 1766年死去。(イゼールの) モアラン村 (village de Moirans) の宿屋の息子たち。上の兄弟 (les aînés) は、はじめ、サヴォワ侯 (duc de Savoie) 攻撃のフランス軍への糧秣補給により、産をなす。ついで、パリに行く。アントワヌとクロードは軍需局 (bureau de munitionnaires des armées) に奉職。ジョセフとジャンは入隊、やがて離隊、兄弟に参加し商会設立。アントワヌ、フランドル軍糧秣監督長官 (directeur général des vivres pour armée de Flandre) 就任 (1704)。摂政政治発足に際し、パリー兄弟は農地を賃貸。ただし、最初、デュヴェルネー、商会 (l'association) の首席を占む。デュヴェルネー、ノアイユ侯 (duc de

5) "Paris (les frères)", *Larousse au XX^e siècle*, V.

Noaille) を援け、その財政に稍々秩序を与え、フランスの財政収支均衡確立に努力す。たまたま、ロー来仏。デュヴェルネー極力ローを排撃す。ロー、4兄弟をドーフィネー(Dauphyné)に配謫す(1720)。ローの失脚後、パリ4兄弟、善後策事態収集の任を帯ぶ。1720年マルセーユにおけるベスト流行に際し、正規救済奉仕(un service de secours réguliers)を結成、名声大に上がる。ブルボン侯(duc de Bourbon)の治世下(1723-1726)、デュヴェルネー、プリー侯(marquise de Prie)の庇護の下に、大なる勢力を振う。しかしながら、フルーリー(ministère Fleury)の施政開始とともに、パリ4兄弟は、小麦買占めのかどによりて起訴を受け、配流に処せらる。デュヴェルネーにいたりては、バステューユに幽囚17ヵ月に及ぶをみることにすらなる。1729年、ゆるされてパリに帰還、パリ4兄弟、ふたたび、財界に入り、フルーリーの死に会し、勢力旧に増して大なり。デュヴェルネー、オーストリー王位継承戦および7年戦争の間、軍需務長官(administrateur général de la subsistance des troupes)在任。デュヴェルネー、ルイー五世の勅許を受け軍官学校を創立、その首席監督官となる。

さて、カザノーヴァは、このデュヴェルネーにむかって、大きな口をきいたものの、別に、成算があったわけではない。そのことは、かれみずから、つぎのごとく告白しているのだから⁶⁾、せわはない。

財務長官のもとを辞してから、わたくしはチュイルリー(Tuileries)に行つて逍遙した。その間中、わたくしは、ずっと、わたくしに対する運命の奇妙ないたづらをおもいつづけていた。かれは、2,000万いるという。わたくしは1億調達してみせるといばる。その実、成算はすこしもない。大物が万策つきてわたくしを食事にまねいてくれる。そして、わたくしの企図を了知せることをしらすという。なにかがくるっている。だが、これこそ、わたくしには、まさに、おあつらえむきというものだ。わたくしは、じぶんにいいきかせた。もし、かれが、わたくしの口を割らそうとすれば、わたくしは、

6) *Mémoires*, III, ix, pp. 185-6.

さけることができる。かれが、かれの企図をわたくしに、うちあけた場合には、わたくしは、出たとこ勝負で、臨機応変、その当否をいうだけのことである。ことが、じぶんに、わかるようだったら、なんらか一新機軸を出そう。皆目わからぬときは、口を拵して、神秘的な沈黙という手を使かおう。この手は、いつでも、効果靦面である。いかなることがあっても、せっかくむいてきた ^{フォルテエン}運をつきかえすという手はない。

ベルニ師は、わたくしを、ブローニエ氏に、財政家として紹介してくれた。それは、ただ、わたくしが、かれにちかづくのを容易にするためにすぎない。なぜとって、もし、そうしなかったなら、おそらく、わたくしは、かれに、会ってはもらえなかったであろう。わたくしは、この方面の陰語 (le jargon) さえ知らないことが、うらめしい。なぜなら、陰語でもって難局をきりぬけるひとは、ずいぶん、いる。そして、はじめは、それ以上何も知らないようなものでも、うまく、道をきりひらいてすすむ。ままよ。かまうものか。のりかかった船だ。手の中がわるいときは、かえて、すました顔をしなければならぬ (Il fallait bonne mine à mauvais jeu)。じぶんは、もともと、自信家ではないか。

かくて、かれは、その翌日、約のごとく、デュヴェルネーをプレイザンスにおとづれる。招じられて、室にはいると、暖炉を前にして、7、8人の客がいる。デュヴェルネーは、みんなに、カザノーヴァを、外務大臣ならびに財務長官の友人とって紹介する。それから、カザノーヴァに、客を、ひとり、ひとり、それぞれ、その肩書 (les titres) をいって、ひきあわす。その中の4人は、財務監督官 (intendants des finances) である。カザノーヴァは、そのおのおのにお辞儀をしてから、「いわ猿」をきめこむ (je me consacrait au culte d'Harpocrate)。さりげない風をよそおいながら、なにものをも、ききもらすまい、なにものをも、みおとすまい、と、一心不乱になる⁷⁾。

7) *Ibid.*, p.186.

ところが、かれらのはなししたるや、カザノーヴァにとっては、さっぱり、興味の無いものである。なぜと云って、かれらは、まず、時の話題、セーヌ河のことをはなしあう。氷が1ピエはったはなしをする。ついで、ちかくなくなったフォントネル氏 (M. de Fontenelle) のことにうつる。それから、自白しようとしぬいダミアン (Damien)、および、この裁判に要する王の費用 500 万が問題となる。そして、ついに、いよいよ戦争におよぶ。王が司令官に拔擢したスービズ氏 (M. de Soubise) をほめたたえる。それから、当然のなりゆきとして、この戦争がひきおこす戦費とその調達方法にうつる⁸⁾。

カザノーヴァは、述懐する。

わたくしはきいた。そして、うんざりした。なぜと云って、かれらのはなしのなかには、わたくしには、なんのことやらわからない術語 (termes techniques) が、やたらに、はいつてきたからである。それで、もし、沈黙がひとに威厳をくわえることができるものであるとすれば、わたくしの1時間半にわたる沈黙は、それだけ、このひとたちの目に、わたくしを非常に、偉大なる人物と映せしめたはずである。ついに、わたくしは、あくびをしかけた。ちょうどそのとき、食事の用意ができたという知らせがきた。そして、食事中、料理をほめたたえる以外は、依然として沈黙をまもること、また、1時間半。デザートに入ると、間もなく、デュヴェルネー氏は、他の客はそのままにして、わたくしをよんで、ちかくの室につれていった。わたくしは、かれに、ついて、いった。ある室を通りすぎるとき、そこに、ひとりの人がいた。容貌いやしからず、としのころは 50 代とみうけられた。そのひとも、また、室についてきた。室にはいると、デュヴェルネー氏は、そのひとをカルサビギ氏 (Calsabigi) と云って、わたくしに、ひきあわせた。つぎの瞬間、二人の会計監督官がはいつてきた⁹⁾。

8) *Ibid.*, pp. 186-7.

9) *Ibid.*, p. 187.

さて、これからが、いよいよ、クライマックスになるのである。それでは、それは、どう展開したか。しばらく、「回想記」のしるすところによれば、つぎのごとくである。

デュヴェルネーは、えみをたたえ、きわめて、あいそよく、1冊の手帳を、わたくしにさし出して、いう。

——カザノーヴァさん。あなたの策というのは、これでしょう。わたくしは、その手帖を手にとった。冒頭に、90券のロッターリー、抽籤月1回、当りくじ数いつつ、等々 (Lotterie de quatre-vingt-dix billets dont les lots, tirés au sort une fois par mois, ne pourront tomber que sur cinq numéros, etc.)。わたくしは、手帖を、かれに、かえしながら、きっぱりと、いった。

——たしかに、わたくしの策というのは、これにちがひありません。わたくしは、それを、みとめます。

——あなたは先をこされましたね。ここにあるこの企画は、カルサビギさんの手になるものです。

——それは、うれしいことです。と、いって、わたくしが、先をこされたことがうれしいというわけではありません。わたくしのかんがえが氏とおなじであったことがうれしいというのです。それにしても、これをおとりあげにならなかったとすれば、それはなぜですか。その理由をうかがっても、よろしいでしょうか。

——いろいろと反対理由が出ましてね。それが、みな、一理あって、それに対する釈明があいまいなものでして。

——わたくしには反対理由が解しかねます（と、わたくしは、ひややかにいった。）ただ一つだけ、もっともおもわれるものがあります。それは、王が人民に賭博を許可することを欲しないという理由です。

——その理由は、おわかりでしょうが、この場合問題になりますまい。なぜなら、王は人民に、自由に、ただ、賭博をすることをゆるされるこ

とでしょうから。ですが、人民の方で、はたして、賭博をやるものでしょうか。

—これは、おどろきましたね。それをおうたがいになるとは。ただし、勝ったものが、うけとることが保証されているという条件がそなわっている場合のことですがね。

—胴元 (une caisse) がついていることがたしかでありさえすれば、ひとは賭博をするとしましょう。しかし、胴元のもつとで (les fonds) は、いったい、どうして、くめんしますか。

—それは、わけはありませんよ。国庫・勅令 (Trésor, décret du conseil) があるではありませんか。国民が、王は1億しはらうことができる、と、かんがえるだけで充分です。

—1億ですって。

—はい。そうです。どぎもをぬかぬばなりません。

—ですが、フランス人が、王が1億しはらえる、と信じこむか、あるいは、フランス人に、そう信じこますためには、王が、それだけの額をすってしまうこともありうるのかんがえねばなりません。あなたは、そのことをかかんがえていますか。

—かかんがえていますとも。たしかに。ですが、それは、すでに、すくなくとも、1億5千万の収入 (une recette) をあげてしまった後において、はじめて、ありうることです。ですから、たいしてこまることはありません。政治計算のちから (la force du calcul politique) をごぞんじになれば、どうして、それから足をおあらいになることはできませんよ (vous ne pouvez sortir de là)。

—君、わたしひとりではありませんよ。あなたは、第1回目の抽籤において、王の方が、かえって、莫大な損失をこうむることもあるということ、みとめられますか。

—はい、それは、みとめます。ですが、現動と潜勢の間 (entre l'acte

et la puissance),あるいは、可能性と現実性の間 (entre la possibilité et la réalité) には、無限の距離があります。わたくしは断言します。ロッテリーの完全なる成功のための最大の幸運は、王が第1回目の抽籤において巨額の損失をこうむられることである、と。

—何ですと。君。だが、それは大きな不幸というものでしょう。

—不幸こそ、のぞむところです。ひとは道徳的潜勢 (les puissances morales) を蓋然性 (probabilité) として計算します。あなたも御存じのとおり、保険屋は、みな、(toutes les chambres d'assurances) 繁昌しています。わたくしはヨーロッパのすべての数学者の前で、あなたに、神はえこひいきをなさないから (Dieu étant neutre), このロッテリーにおいて、王が2割の利をあげられない (le roi ne gagne pas un sur cinq) ということはあり得ない、ということ、証明してみせましょう。これがきめてです (c'est le secret)。道理は数学の証明にしたがわねばならない (la raison doit se rendre à une démonstration mathématique) ということは、あなたも、おみとめになられるでしょう。

—それは、みとめます。だが、それでは、収支表 (le Castelletto) は、なぜ、王のもうけられることが確実であるということ、責任をもって、いうことが、できなかったのか。そのわけが、うけたまわりたい。

—カステレットであろうと、たれであろうと、王が、いつでも、もうけられる、と、いうことが、絶対に確実である、と、あなたにむかって、いうことのできるひとは、この世の中に、いません。それに、カステレットは、1・2・3の番号に、一時的の均衡をはかる (tenir une balance provisoire sur un, deux, trois numéros) だけです。これらの番号は負担があまりにもおもすぎます。だから、いざ、実行にうつすとなると、胴元 (tunant) が莫大な損失をこうむるということも、ありうるわけです。カステレットは、そこで、その数を終了したと宣言します (Le Castelletto déclare alors le numéro clos)。そして、それは、抽籤をちがえ、チャンスが、みな、おなじく、な

りたつまでは、王がもうけられることが確実である、と、あなたに対していうことは、できないのです (ne pourrait vous donner une certitude de gain qu'en différant le tirage jusqu'à ce que toutes les chances fussent également pleines)。しかしながら、それでは、ロツテリーはだめなのです (la loterie n'irait pas)。なぜなら、何年も何年も、まるまる、またねばなりません。その上、その場合には、——これは、いっておかねばならないことですが——ロツテリーは一つの危険な場所 (un coupe-gorge)、一つの公然たる盗奪というものになりましょう。ロツテリーを防衛して、その名誉をきずつける非難のおそれがないようにするには、月1回の抽籤を絶対に確立することです。なぜといって、そうすれば、胴元 (le tunant) も損失をこうむることがあるということを、世間も信ずるからです。

——会議 (conseil) の席において発言し、あなたの論拠を主張してくださいませんか。

——よろこんで、いたしましょう。

——あらゆる反対意見を反駁してくれますか。

——お約束できるとおもいます。

——あなたの案をわたくしに呈出してもらえますか。

——御採用になる御決意がおつきになり、そして、わたくしの申し出る相当の利益を保証していただけるなら、さし上げましょう。

——だが、しかし、あなたの案はここにあるものとおなじものにすぎないではありませんか。

——それは、どうかとおもいますね。わたくしはカルサビギ氏におめにかかるのは、はじめてです。それに、氏は、ごじぶんの案をわたくしにはなされたことはなく、また、氏がわたくしの案をごぞんじになることはできません。ですから、わたくしどもが、すべての点において合致するということが、ありえないことではないとしても、むづかしいことです。そのことは、たしかです。さらに、わたくしの案におきましては、王の年間収益の概算が出て

おります。そして、それを、明確に論証してあります。

——ところで、この事業 (l'entreprise) を一つの会社 (une compagnie) にひきわたし、その会社が王に一定の額をしはらう、ということにはできないものでしょうか。

——それは、おことわりもうしあげます。

——なぜ。

——それは、こうです。ロッターリーは、まちがいなく運営せられるという予断 (un préjugé) があって、はじめて、繁栄することができるものなのです。会社 (une société) のためにはたらくのでしたら、わたくしは、ごめんこうむりとうございます。会社というものは、利殖をはかりますので、事業の拡大ばかりかながえるということがないといえませんが、すなわち、かえって、潤沢 (l'affluence) を損する所以です。

——どうしてですか。わたくしには、わかりかねますね。

——それは、いろいろと、あります。わたくしは、それらを、くわしく、のべることができます。しかし、それは、いつか別の機会にゆづることに、いたしましょう。あなたも、きっと、わたくしと意見をおなじくせられることでしょう。いづれにしましても、要するに、このロッターリーは、わたくしが参加するものといえますれば、王立か、でなければ、やらないかです。

——カルサビギ氏も、あなたと、おなじことを、いっています。

——それは、よろこばしいことです。しかし、別に、すこしも、おどろきは、いたしません。なぜなら、氏も、わたくしとおなじようにおかながえになられて、おなじ結論に到達せられたものにちがいありません、から。

——あなたには、カステレットの準備のできているひとがありますか。

——わたくしに必要なのは、りこうな機械 (des machines intelligentes) だけです。そして、それは、フランスでは、ことかきません。

——あなたは、もうけを、いくら、と、せられますか (A combien fixez-vous le gain?)。

——賭け金の 20 パーセントです。王に 6 フラン銀貨 1 枚を提供するものは、その中から 5 フランをうけとることになりましょう (*Celui qui portera au roi un écu de six francs en recevra cinq*)。他の事情が等しければ、集計しますと、全国民が、毎月、王国に 50 万フランしはらうということになります。わたくしは、それをお約束もうしあげます。わたくしは、それを、会議の席で証明いたしましょう。ただし、条件があります。それは、会議は、理学的計算でも、政治的計算でもよろしい、とにかく、計算の基礎知識 (*une vérité basée sur un calcul soit physique, soit politique*) に通暁しており、したがって、わきみちにそれることなく、ただちに、わたくしが明白にした要点にふれるひとびとによって構成されるということ¹⁰⁾。

かくて、われわれの第三のカザノヴァ・経済人としてのカザノヴァのすすむ方向がみえてくる。そのはたらくしごとが、あきらかとなってくる。その活躍する舞台がひらけてくる。それは、すなわち、ロッタリーの世界である。それでは、それは、いかにひらけたか。それでは、かれは、その後、いかに活躍したか。われわれは、以下、すすんで、それをうかがわねばならない。しかしながら、そのためには、われわれは、まず、ロッタリーそのものをあきらかにしておかなければならない。ロッタリーが、いかなるものであるかを、しっておかなければならない。けれど、ロッタリーのいかなるものであるかをしらずして、ロッタリーの世界に活躍するカザノヴァをうかがうは、なお、野球をしらずして、野球をみるがごときものであるからである。野球をしらずして、野球をみても、野球の醍醐味をあげることができない。同様にロッタリーのいかなるものであるかをしらずして、ロッタリーの舞台に活躍するカザノヴァをうかがっても、われわれは、いわゆるピンボケのカザノヴァをみるにすぎないことになるであろう。すくなくとも、隔靴搔痒の感なきを得ないことになるであろう。そこで、われわれは、ここで、しばらく、あゆみをとどめて、

10) *Ibid.*, pp. 187-190.

ロッターリーのいかなるものであるかについて、うかがうところあるであろう。それでは、ロッターリーとは、いかなるものであるか。

Ⅲ

ロッターリーは、もとギャンブリング (gambling, 博奕・賭博) の一種である。そして、そのギャンブリングは、また、ゲーム (game, 競技) より出たものである。ゲームは、もと、勝敗をあらそうことにおいてなりたつ。勝敗を決定するかぎは、普通勝負をするものの能力にある。しかしながら、能力が伯仲の場合には、偶然 (chance) が作用する。「勝敗は時の運」といわれる所以である。勝敗に偶然が作用し、勝敗が偶然によって決せられるとかがえられるとき、そのいづれが勝者であるか (あるいは敗者であるかといってもおなじことになる理である) をあてることにおいて勝敗をあらそうことがなりたつ。この勝敗をあらそうことにおいて一つのゲームがうまれる。このゲームが、いわゆるギャンブリングである。しかるに、勝敗をあらそうことは、それ自体としてなりたつ。いわゆる勝敗それ自身をたのしむ場合である。それは、たしかになりたつ。たとえば、普通のひとが囲碁や将棋の勝敗をあらそうとき、それは、多く、勝負のための勝負をたのしむのである。そういっても、かならずしも、まちがいはならないであろう。しかしながら、およそ勝負をあらそうときは、勝負になんらかの賞があたえられるのが普通である。でなければ勝敗を争うということはあまり意味がない。そうかんがえられる。そうかんがえてみると、勝者に対する賞がなければ勝敗をあらそうことは、あまり意味がない、どころではない。全然意味がないといってもよい。勝者に対して、なんらの賞がない場合、勝ってもただそれだけという場合、そもそも、勝敗をあらそうなどということが、はたして、あり得ようか、とさえ、かんがえられる。こういふと、それでは、さきの、勝敗のために勝敗をあらそう場合というのはどうなるのか、と、いう反問が出るかも、しれない。しかしながら、よく、かんがえてみれば、この場合だって、賞はあるのである。それは、勝者のあじあう快感

である。いわゆる勝利の快感。それが、勝者への賞である。そう、いうことができるであろう。そういっても、よいであろう。

それは、ひとによっては、また、場合によっては、ぜにかねにかえられぬほど大きな賞であることもあるにちがいない。たれも、それを否定することはできないであろう。そういっても、さしつかえあるまい。しかしながら、そうは、いうものの、勝利の快感は、感情である。感情には、かたちがない。感情はつかむこともできない。それは、つかの間にうつりさる。うつりさればそれきりである。それでは、たよらない。そういう感がおこるのも、もっともである。そこで、ひとは、ただ、それだけでは、ものたりないことになる。そこで、しっかりしたかたちあるもの、つかの間にうつりさらぬもの、物的なものが要求せられることになる。優勝旗だとか、優勝盃だとか、あるいはメタル類がかくしてうまれる。ギャンブリングにおいても、おなじことである。かくて、今日においてはギャンブリングは、「偶然により財物をあらそうゲーム」と定義せられるものになっている。そうかんがえてよいであろう。

ところで、勝敗をあらそうことは、ひとの本能に根ざすといわれる。たとえば戦争は勝敗をあらそうものの最たるものであろう。だから、戦争はひとの世につきものである。だから、ひとの世に戦争はたえないはずである。古来いくたの戦争があったのは、あたりまえである。歴史は戦争をもってみたされている。戦争が常態で、ときに平和があったというべきである。こんなみかたをするものさえある。はたして、しかるか。いま、わたくしは、ここに、この問題にたちいるひまはない。しかしながら、ひとが勝負をこのむものであることはたしかであるようである。それは、否定しがたいもののごとくである。だから、ギャンブリングも、その歴史はふるい。それは、いなみがたいところに属する。

論より証拠、かず多くの考古学上の発掘物の中にギャンブリングの道具がみいだされる。たとえば、南西のインド人の遺跡から骨でつくった賽(bone dice)が発掘せられている。また、古代エジプト人の遺跡からも、くだっては、ポンペイの遺跡からも、同様の証拠をひき出すことができる。ギャンブリングの道

具、ギャンブリングの状景を描写した絵画は、いくたのファラオス(Pharaohs)の墳墓においてみだされている¹¹⁾。また、ある論者は、こうも、いつている。

……われわれは、エジプト人が、「タウ」(“Tau”),あるいは、「どろぼうのゲーム」(Game of Robbers),のちのローマ人の「ルズス・ラツルンクホルム」(“Ludus Laturuncolorum”),というゲーム,「ハブ・エム・ハウ」(“Hab em hau”),あるいは,「たまころがしゲーム」(Game of the Bowl),および,「セナト」(“Senat”),あるいは,「西洋碁」(Draughts—checkers)をあそんだことをしている。この後のものについては,われわれは大英博物館のエジプト階上回廊(the upper Egyptian gallery of the British Museum)で眼による確証(ocular demonstration)をもつ。そこには,ハタス王后(Queen Hatasu—1600 B. C.)の玉座をおさめたケースの中に,かの女のドロートの盤と,20のこま(her draughts board, and twenty pieces)がある。……おなじケースの中に,一箇の象牙のさいころ(an ivory Astragal)がある。これは,さいころの今日しられている最古の形態のものであって,ギャンブリング以外には,その使用をかんがえることはできない¹²⁾。

古代ユダヤ人が,籤(lots)を引いたり,投げたりして(by drawing lots or by casting lots),ギャンブリングをしたことは,よく知られているところである。籤を投げることは,さいころの使用を想見せしむるにたる。しかしながら,ユダヤ人が,なにかそのほかの方法でギャンブリングをしたものであるかどうかは,知られていない¹³⁾。旧約の利未記をみると,その第16章・第8節に,「その両の山羊のために籤を掣くべし,即ち一の籤をエホバのためにし,一の籤をアザセルのためにすべし」(And Aaron shall cast lots upon the

11) David D. Allen, *The Nature of Gambling*, New York, 1952, p. 38.

12) Charles Cotton, *The Compleat Gamester*, (London, Chas. Broom, 1709)—here cited from David D. Allen, *ibid.*, p. 38.

13) David D. Allen, *ibid.*, p. 39.

two goats; one lot for the Lord, and the other lot for scapegoat)¹⁴とある。また、約束の地は、チャンスによって分配するようにと、神によって命ぜられた。旧約の民数紀略をみよ。その第26章・第52～56節には、つぎのごとくみえている。

⁵²エホバ モーゼに告て言たまはく ⁵³この人々にその名の数にしたがひて地を分ち与へてこれが産業となさしむべし ⁵⁴人衆きには汝多くの産業を与へ人寡きには少しの産業を与ふべし即ちその核数られし数にしたがひておのの産業を受くべきなり ⁵⁵但しその地は鬮をもて之を分ちその父祖の支派の名にしたがひて之を獲べし ⁵⁶即ち鬮をもてその産業を人衆き者と寡き者とに分つべきなり

52. And the Lord spake unto Mose, saying;

53. Unto these the land shall be divided.....

55. Notwithstanding the land shall be divided by lot :.....

56. According to the lot shall the possession thereof be divided between many and few¹⁵.

ギャンブリングは、ギリシャやローマにおいてもさかんにおこなわれたものである。英語の Aleatory (射倖的の、賭博の) という語は、ラテン語の aleatorius から来ている。また、ポンペイでは、鉛をつめたさいころ (loaded dice) も発掘されている。また発掘物の中には宿屋の看板で、部屋部屋にならんでいるギャンブリングの卓を広告したものがみられる。ローマでは、コルシアムの廊下にも、ヴィーナスの神殿にも、さては、393年その世俗化以後には、ヴェスタルス家においてさえも、ギャンブリングの卓がみいだされる。ローマにおけるギャンブリング熱は大変にひどいものであった。だから、ある考古学上の発掘者は、いっている。大衆の行ける平坦なところを掘りおこすと、い

14) *Holy Bible*, Leviticus, 16:8.

15) *Ibid.*, Numbers, 26:52-56.

つもきまって、ギャンブリングの卓が出てきたものであり、そして、それらの卓にはほりものがしてあったり、かきぎずのあとがあったりしていたものである、と。シセロ (Cicero)、アウグスツス (Augustus)、ネロ (Nero)、および、カリグラ (Caligula) も、大変なギャンブリング愛好者であった、と、いう説がある。ただし、確証があげられていない。アリストテレスは不正なさいころについてしっていた。そして、ベルリン博物館にはその時代からのさいころのきれいなコレクションがある¹⁶⁾。

古代ゲルマン人にいたっては、かれらの全財産はおろか、かれらの自由さえも賭けたものである。そのことは、タキツス (Tacitus) がつぎのごとくいっているによって、しることができる。

そして、まけたものは、あまんじて、奴役に服する。相手より、よりわかしく、よりつよくても、そうする。そして、しばられて市場で売りに出されるにまかし、それをたえしのぶ。そしてこの狂気沙汰をかれらは名譽の名によってもったいづける¹⁷⁾。

イギリスでは、さいころあそびの起原は、サクソン人 (Saxons)、デーン人 (Danes)、およびローマ人 (Romans) の時代にまで、さかのぼる。オルデリカス・ヴァイタリス (Ordericus Vitalis 1075-1143) は、僧侶や僧上たち (clergymen and bishops) はさいころあそびがおすきである、と、われわれにつげる¹⁸⁾。サリスベリーのジョン (John of Salisbury 1110-1182) は、さいころあそびのことを地獄におとすべきわざ (damnable art) とよんでいる¹⁹⁾。1190年—法令 (an edict) が公布された。われわれは、それよりして、ギ

16) John Ashton, *The History of Gambling in England* (London, Duckworth, 1898), p. 3.—here cited from David D. Allen, *ibid.*, p. 40.

17) John Ashton, *op. cit.*, p. 12.—cited from David D. Allen, *ibid.*, p. 40.

18) *Ibid.*

19) *Ibid.*, p. 13.—cited from David D. Allen, *ibid.*, p. 41.

ャンプリングがあらゆる階級にひろがり、ついに害毒となったということを推論することができる。この法令は、十字軍の際、イギリス王リチャード一世 (Richard I of England) およびフランス王フィリップ二世 (Philip II of France) の下にあるキリスト教徒の軍隊に関するものである。それは、騎士 (knight) 以下のものは、なにびとたりとも、いかなるゲームをも、なすべからず、とするものであった。騎士と僧侶は1日20シリングまではやってよい。違反者は100フランの罰金をしはらわねばならない²⁰⁾。13、4世紀のロンドン市の通信簿 (The letter books of the Corporation of the City of London) はさいころあそび (dicing) の諸事例をつたえている。紀元1334年エドワード三世治世第8年 (8 Ed., III, A. D. 1334), 規定している。

また、われわれは、なにものといえども、このクリスマス・のい・わ・い・にお・いて (at this Feast of Christmas), 変装したるなかまとともに (with companions disguised with false faces or in any other manner) 善良なる市民の家 (the houses of the good folk of the City) に、さいころあそび・をなす目的をもって、みだりに行くことを、厳禁し、違反するものは、おなじく、収檻をもって罰するものとする (on the same pain of imprisonment)²¹⁾。

さいころあそびはそのときどきの禁令にもかかわらず、エリザベスの時代・にいたるまで、つづいておこなわれた。そのことは、もろもろの記録が、これを、しめしている。そして、エリザベスの時代、いっそう、これについて、きかされることになりさえする。おそらく、当時における、文学の普及によるものであろう。シェクスピアも、もちろん、さいころやさいころあそびを述べている。それらはかれの7つの戯曲の中に13回でてくる。くだって、ジョンソン (Johnson) および初期の戯曲作者たちの時代に入ると、この種のギャンプリ

20) *Ibid.*, p. 13.—cited from David D. Allen, *ibid.*, p. 41.

21) *Ibid.*, p. 14.—cited from David D. Allen, *ibid.*, p. 41.

22) *Ibid.*, p. 16.—cited from David D. Allen, *ibid.*, p. 41.

ングに関するものが続々とあらわれることになる。チャールス・コットン (Charles Cotton) は、その「完全なかげごと師」(*The Compleat Gamester*) のなかで、ネッド・ワード (Ned Ward) は、その「ロンドン・スパイ」(*The London Spy*) のなかで、他の多くのものたち同様、当時のギャンブラーたちやゲーミングについての、おそろしく、かつ、刺戟的なものがたりを提供する。鉛をつめたさいころも、また、使用された。というのは、1740年4月18日、「身分ある7人の紳士たち、の宣誓にもとづいて、トーマス・ライエル、ローレンス・シドニー、および、ジョン・ロバーツ (Thomas Lyell, Lawrence Sydney, and John Roberts) が、なまりをつめたさいころ……をもって、詐欺をはたらいたかどにより (for cheating and defrauding with false and loaded dice……), 処刑されているからである²³⁾。

以上、われわれは、ギャンブリング一般を考察した。ロツテリーは、実に、このギャンブリングの特殊形態なのである。それでは、ロツテリーは、いかなる点に、その特殊性が、みいだされるか。それは、なによりも、まず、抽籤によるチャンスのゲーム (a game of chance in which lots are drawn) である。そして、「意識的・体系的な大規模な組織の下に行われる²⁴⁾一つのしくみ (arrangement) である。そのしくみにおいては、一の企画者が多数のひとと、一定のしはらいに対して、それとひきかえに、一定額の貨幣、または、その他の価値ある財貨を、かれらのなかの、チャンスにもとづいてつづぎによるゲームによってえられたるものにしはらうことを約する。その点において、ロツテリーは、多くのチャンスのゲームに類似し、そして、逆に、チャンスのゲームは、いづれも、ギャンブリングの分類の一つ (a subdivision) ということになる²⁵⁾。だから、参加者 (participant) は、じぶんの贖金 (contribution), あるいは、賭け金 (stake)——一般には現金である。ただし、ときと

23) *Ibid.*, p. 26.—cited from David D. Allen, *ibid.*, pp. 41-2.

24) David D. Allen, *ibid.*, p. 42.

25) "Lotterres", *Encyclopædia of Social Science*, IX.

しては他の形態に仮装されることがある——をしはらった上で、普通、番号のついた券、あるいは、チャンスをもたらす。もし、その番号に該当する番号が抽出せられた場合には、かれは賞金 (prize) を受ける権利があたえられる。なんらの賞金をも得ることのできない券はからふだ (blanks) とよばれる²⁶⁾。ロツテリーはその文字通、すなわち、Lottery の文字がしめすごとく、もと、Lotto (くじ、券、札) からきている。そして、ロツトによって、ことを決定することは、その起原はふかく、かつとおい。それは、古代にまで、さかのぼる。ユダヤ人の歴史において、約束の地をイスラエルの 12 支族に分かつにロツトによったことは、われわれの、さきにみたところのごとくである。古代ゲルマンの村落共同体 (the ancient Roman village community) における耕地のわりあても、また、その例にもれなかった。そのことは、それが allotment といわれることによって、うかがうことができるであろう。しかし、いわゆる上述の、ギャンブリングの一特殊形態としてのロツテリーは、もと、古代ローマ時代、パーチーにおいて、来客のための余興の一形態としておこなわれたものである。これらのパーチーにおけるホストたちは来客に無料でチケットを配布し、抽籤によって、かれらに贈物を分かちあたえたものである。これらのロツテリーにおける賞品は、いつも、品物であった。そして、その品物は、商人たちからもとめたものであり、商人たちは、これによって、滞貨をかたづけることができた²⁷⁾。この風習はすこぶるひとびとのこのみに投じた。それで、イタリー全土に普及した。貨幣を対象とするロツテリーは、1530年、フーレンスで、はじめておこなわれ、たちまち、大成功を勝ち得た²⁸⁾。それは北歐および、英国に波及した。そして、それは、政府のおなじみの募金手段となり、ひきつづいて、今日にいたっている。その理由は、ほかでもない。政府は、常に、ロツテリーを実施するに欠くべからざる大規模な組織をもっておる。この組織

26) *Ibid.*

27) Ernest E. Blanche, "Lotteries, Yesterday and To-morrow", *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 269, 71. May 1950.—cited from David D. Allen, *ibid.*, p. 43.

28) *Ibid.*

は、ロットリーを実施するのに使用されるといなどを問わず、存在している。したがって、この存在している組織をロットリーの活動にまで拡大するのは、常に、容易なことである。それだからである²⁹⁾。

イギリスにおいて、ロットリーが、はじめておこなわれたのは、1569年においてである。抽籤の規則には、ローマ時代におけるがごとく、チケットを購入したるものは、いづれも賞金を受くべきものとする、と規定せられていた³⁰⁾。1612年、イギリス・バージニア商会 (The Virginia Company of England) が、アメリカにおけるイギリス植民地建設のための金かねを募るためにロットリーを実施する公許を得た。フランスにおけるロットリーの初期のものは、信用を喪失した。それは、1681年に、王が籤にあたったからである³¹⁾。その後、ヨーロッパにおけるロットリーは、一進一退、盛衰浮沈をくりかえした。その故は、主として、各国政府がロットリーの権利を個人や商社に賃貸したり、許可したり、したからである³²⁾。個人の、最初のものは、これで、滞貨を一掃することができた。その後、政府は、一定率の税を課して、商人にロットリーを行うことをゆるした。ロットリーが大規模なギャンプリングとなり、恐喝的性格をもちはじめたのは、実にこの発展段階においてのことである³³⁾。

以上、わたくしは、これまで、ロットリーについて、うかがうところがあった。しかしながら、それは、ロットリー一般についてであった。しかるに、一口にロットリーといっても、そのしくみはさまざまである。ときによって、ことなる。ところによって、ことなる。また、場合によっても、ことなる。いつでも、どこでも、また、いかなる場合でも、おなじというわけのものではない。そこで、われわれは、ここに、さらに、一步をすすめて、いま、われわれの問題とするところの、カザノーヴァたちの場合におけるロットリーのしくみ

29) David D. Allen, *ibid.*, p. 43.

30) *Voir*, 27).

31) *Ibid.*, p. 72.

32) *Voir*, 29).

33) *Ibid.*

をあきらかにするを要する。そういうことになる。それでは、それは、いかにあったであろうか。

ところで、この場合、そこには、一つの困難が存するをしらざるを得ない。けだし、それをあきらかにするためには、われわれは、いま、みてきたところの、カザノーヴァとデュヴェルネーとの対談の意味するところを、よく知悉・理解し、それより推究しなければならない。すくなくとも、そうすることが、本論において、もっともこのましい。そういうことになる。ところが、かれらの対談の意味するところのものを、よく知悉・理解するためには、われわれは、その対談の対象となっているロッターリーそのものを、まえもってあきらかにしておくことが必要である。ことばをかえていえば、問題とするところのロッターリーの理解はかれらの対談の理解を前提とし、かれらの対談の理解は、問題とするところのロッターリーの理解を前提とする。これでは一つの循環論、一つの矛盾の前に当惑するわれわれ自身をみいださざるを得ない。一つのラブリントにとじこめられたわれわれ自身をみいださざるを得ない。そういうことになるであろう。そこで、われわれは、まず、この循環論の矛盾を克服しなければならない。このラブリントより脱出する方法を講じなければならない。そういうことになる。それでは、そのためには、われわれは、なにをなすべきか。そこで、わたくしは、おもう。われわれのなすべきことは、まず、あらゆるロッターリーのテクニクをうかがい、つぎに、それらを、上述の対談にてらし、さいごに、そのいづれが、問題とするロッターリーに該当するかを推究するという操作でなければならない、と。すくなくとも、それが、この際、もっとも、論理的であることは、まちがいないところであろう。したがって、それが、この際正攻法であることは、いなみ得ないところであろう。すくなくとも、わたくしは、そうおもわざるを得ないものであるが、はたして、いかがなものであろうか。さて、こういう以上、いきおい、わたくしは、そうしなければならない。そうするのが当然である。そういうことになる。だから、わたくしは、そうするであろう。そう、ひとは、かんがえることであろう。ところが、わたくしは、

そうしようとは、おもわないのである。だから、わたくしは、そうしないのである。わたくしは、そのような操作をしない。わたくしは、ただちに、結論にとぶ。そして、いう。それは、いわゆるナンバー・ロトリー (the number lotterie) である、と。理由は、ほかでもない。その操作を、ここに、一々披露することは、わづらわしい。あまりにもわづらわしい。わづらわしいかぎりである。それが、一つの理由である。それに、そうしないでも、ここで、いわゆるナンバー・ロトリーのいかなるものであるかをあきらかにすれば、上述の対談にてらして、それが、そうであることは、おのづから、あきらかとなる。そうかんがえられる。それだからである。それが、いま一つの理由である。そこで、わたくしは、いわゆるナンバー・ロトリーなるものを、あきらかにしなければならぬ。それでは、それは、いかにあるか。

ここに、ナンバー・ロトリーというものは、いうまでもなく、ロトリーの一種である。それを、そうよぶのは、エルンスト・ゼーリッグ (Ernst Seelig) のなすところにしたがったものにほかならない³⁴⁾。このものに、おいては、券 (tickets) は一定の価格で売り出されない。賭け金 (stake) の額は買うひと (player) 自身によってきめられる。そして賞金 (prizes) は絶対額としてきめられていないで (are not set in absolute figures)、しはらった賭け金の倍数で (in multiples of the paid in stake) きめられる。参加者 (participant) は、いづれも、1から90までの間の1つの数、または、多くの数をえらぶことができる。数名のものが同一の数に賭けるという場合も、ありうる。そして、その場合、その数があたり抽出されれば (if that number is drawn)、そのひとびとは、みんな、勝ちとなる (win)。チャンスは、特定の抽籤 (one definite draw) においてのみ有効 (apply to)。いづれの抽籤においても、1から90までの数の中の5つの数が抽出せられる (当籤番号となる)。買うひとたちのそのかけかたは、つぎのとうりである (the player has the following betting possibilities)。そして、賞金は、そのかけかたによって、ことなる。

34) "Lotterie", *Encyclopedia of Social Science*, IX.

不特定式 (indefinite selection)。これにおいては、かれのえらんだ番号が5つの当り番号の中にあれば、かれの勝ちである。

特定式 (definite selection)。これにおいては、かれのえらんだ番号が、5つの当り番号の中に、かれのえらんだ (picked) とおりの順序であらわれた場合においてのみ、かれの勝ちとなる。

2・3・4組合せ式 (ambo, terno and quaterno)。これにおいては、かれがえらんだ、2つ、3つ、あるいは4つの番号が、それぞれ、5つの当り番号の中にあらわれた場合、かれの勝ちとなる。理論上からいえば、かれは5つの当り番号をみな予想して、5つの組合せに賭ける (bet upon quinto) こともできるはずである。だがこの式の賭けをゆるすナンバー・ロツテリーは現在、存在しない。その理由は、勝率がきわめて小だからである。(43: 949, 268)。

以上、いづれの式によるも、プレーヤーが、かれの賭け金に対してうけとる蓋然率の値 (probability value) は賭け金より小である³⁵⁾。しかしながら、ナンバー・ロツテリーにおいては、たくさんの参加者が同一番号に賭けた場合には、ロツテリー経営者は過大な損失をこうむる危険がある。したがって、それに対処する考慮がはられることが必要となる。そこで、多数のひとが同一番号にかける場合にはそのためにロツテリー経営者は、ある数(番号)を終了とする権利、賭け金を変更する権利を保留する (reserves the right to close certain numbers or to reduce the stakes) ことがおこなわれる³⁶⁾。

このナンバー・ロツテリーは、また、ロツト (Lotto) ともよばれ、17世紀のはじめに、イタリーのゼノアにおこったものである。それは、5人の新任の理事をあてる賭け (the bet made upon the names of the five new senators) が濫觴で、その型にならったものである。ゼノアでは、セネターたちは、ロツトによって、候補者名簿の中からえらばれる。そして、1から90までの番

35) *Ibid.*

36) *Ibid.*

号が候補者の姓名のかわりにもちいられるのである。ロッテリーのこの形式は、非常に急速に、イタリー全土に、普及した。かくて、それは、しっかりと根をおろした。そこで、ロッテリーといえは、この種のロッテリーをさすものとかがえられるまでになったのである。ちなみに、イタリーでは、今日でも、国営のロッテリーはこの形式のものである³⁷⁾。

17世紀の後半、ゼノアのナンバー・ロッテリーにならうものが、フランス・ドイツ、および、オーストリアにおこった。これら諸国の政府は、おおむね、イタリーの企業家に、その免許をあたえたものである³⁸⁾。

ところで、われわれは、さきに、第三のカザノーヴァ、経済人としてのカザノーヴァの活躍する舞台がロッテリーのそれにおいてひらけるをみた。したがって、第三のカザノーヴァ、経済人としてのカザノーヴァの活躍をうかがうためには、その活躍の舞台であるロッテリーのそれをあきらかにせねばならないことになった。しかるに、ロッテリーの形式・しくみは、かならずしも、一様ではない。それでは、この場合のロッテリーはいかなる形式・しくみのものであるか。まず、それから、あきらかにしてかからねばならない。そこで、わたくしは、それを、こころみた。そして、それを、いわゆるナンバー・ロッテリーにおいて、みいだす。わたくしは、あえて、そういう。どうして、そういうことができるか。それは、ナンバー・ロッテリーの形式・しくみをあきらかにし、そして、さきのカザノーヴァとデュヴェルネーとの対談をかえりみれば、おのづから、あきらかとなるであろう。わたくしは、さきに、そういっておいた。かくて、いま、わたくしは、そのナンバー・ロッテリーの形式・しくみをあきらかにした。そして、その上、さらにその発展のあとをながめることまでもした。したがって、いま、カザノーヴァとデュヴェルネーのさきの対談をかえりみれば、ここにあきらかにせられたナンバー・ロッテリーこそが、われわ

37) *Ibid.*38) *Ibid.*

れの、いま、問題とするところのロッテリー、すなわち、そこにおいて、わがカザノーヴァが活躍するところのロッテリーであることは、おのづからあきらかであるはずでなければならぬ。わたくしは、そう、おもう。だから、わたくしは、それについて、あえて、弁をくわえるの要はないはずである。そういうことになる。いな、そうならなければならぬ。そういっても、よいであろう。そして、そういつてしまえば、もとより、それきりである。そして、それきりでもよい。それきりでもかまわないはずである。しかしながら、それにしても、それでは、なんだか、論証を回避するに似る。いささか無責任の観なきを得ない。そういう気がする。だから、ここに、しばらく、その点について、附言しておくことにする。だめをおすものとのそしりをこうむることなくんば、さいわいである。蛇足にすぎぬとのわらいを買うことにならなければ、ありがたいである。

ナンバー・ロッテリーは、すでに、17世紀のはじめに、イタリーのゼノアにおこっている。そして、17世紀の後半には、フランスにはいつている。いま、カザノーヴァがデュヴェルネーとロッテリーを論ずるのは、18世紀の後半にはいつてからである。そこには、なんら時間的の錯誤はない。したがって、カザノーヴァとデュヴェルネーの間に論ぜられるロッテリーが、いわゆるナンバー・ロッテリーであることをさまたげる理由は、なんら、これを、みいだすことができない。そういうことができる。もっとも、それであることをさまたげる理由がない、と、いうことは、ひとつのことである。それである、と、いうことは、べつのことである。だから、それであることをさまたげる理由がない、と、いうことは、かならずしも、それである、と、いうことを意味することにはならない。そういえば、そのとおりである。たしかに、そのとおりである。それにちがいはない。そのことは、わたくしも、いなむことができない。わたくしも、それを見とめる。しからば、どうして、そうである、と、いえるか。そういつてつめよられれば、わたくしは、いうであろう。デュヴェルネーは、

カザノーヴァに、1冊の手帖をしめして、「あなたの策というのは、これでしょう」と、いった。そして、その手帖の冒頭には、「90券のロッターリー……、当りくじいつつ、等々」とあった。それをみて、カザノーヴァは、「たしかに、わたくしの策というのは、これにちがひありません」とこたえている。それは、われわれの、すでに、あきらかにしたところのごとくである。しかるに、このロッターリーこそは、いま、みた、ナンバー・ロッターリーにほかならない。まさに、「そのものづばり」というべきところである。そのことは、3歳の童児といえども、「御明答」の榮をほしいままにすることのできるところでなければならぬ。そういっても、なんら、いいすぎとのそしりをこうむるおそれはあるまい。それに、この案は、これよりさき、すでに、カルサビギからデュヴェルネーに呈出されていた。そこで、カザノーヴァは、デュヴェルネーに、それを採用しなかった理由をきく。それに対して、デュヴェルネーは、「いろいろと反対理由が出ましてね」とこたえている。この反対理由の、もっとも、大なるものの一つは、莫大な損失をこうむるおそれがあることである。そうかんがえられる。そのことは、デュヴェルネーがカザノーヴァに、この点について、くどくどとただしてあり、さらに、「一つの会社にひきわたし、その会社が王に一定の額をしはらう、ということにはできないものでしょうか」とまでいうにいたっていることによって、容易に理解しうるところであろう。しかるに、そのことは、また、ナンバー・ロッターリーにおいて、とくに感じられる危惧であること、われわれの、いま、みたところのごとくである。したがって、ナンバー・ロッターリーにおいては、この危険を回避するために、いろいろの考案がなされるにいたる。そのことも、さきに、ナンバー・ロッターリーについて説く際に、いっておいたところである。そして、それらの中には、ある番号を締切るというものがある。しかるに、そのことも、また、カザノーヴァとデュヴェルネーの対談の中に出て来る。そのことは、読者の先刻承知のところのごとくである。こうみてくると、ここで問題となっているロッターリーが、いわゆるナンバー・ロッターリーであることは、いまや、決定的である。うたがいをいれる余地

はない。そういってもよい。そういっても、けっして、あやまりはない。そういうことになる。だから、この上、さらに、何のいうべきことがある。そういってもよい。しかしながら、わたくしは、さらにつけくわえておこう。さきに、わたくしは、このロッセリーは17世紀のはじめイタリーのゼノアにおこり、17世紀の後半にフランスにはいったことを指摘しておいた。カザノーヴァとデュヴェルネーがロッセリーを論じたのは18世紀の後半である。そして、このロッセリーが、イタリーでいかに流行したかは、われわれのすでにみたところのごとくである。しからば、このころまでには、それが、フランスにおいても、よくしられていたであろうことは、察するにたかなくともであろう。また、イタリーで生いたったカザノーヴァが、これについての知識をもちあわせていたであろうことは、さらに、容易に、想察しうるところでなければならぬ。そうかんがえてもよいであろう。そうすれば、そうであることをさまざまに言わないということは、かならずしも、そうであるということの意味しない、といったが、そして、それは、そのおりに、みとめたごとく、そのとおりであり、それにちがいないのである、が、やはり、この時間的關係は、そういう論理だけでわりきることためらわすものをのこす。そういう気がするのはいかんと、しがたい。もとより、ここまで論じてきたいまとなつては、そのことは、どうでもよい、ともいえよう。そういつてしまえば、それきりのことである。しかしながらわたくしのこのころのすみには、どうも、そうわりきれぬなものかが、のこるのである。それは、学問研究の立場からは、ほめたことではないかもしれない。それは、わたくしも、しっている。そうしつてはいても、なおそうなのである。そういっても、しかしながら、それは、わたくしだけの、つまらぬ情感にすぎないであろう。だから、わたくしは、それよりも、わがカザノーヴァのロッセリーの世界における活躍をながめなければならぬ。

それでは：それは、いかにあるか。

わたくしは、つぎに、節をあらためて、それをうかがうであろう。(未完)